

仕 様 書

1. 業務名 小金湯産クジラ化石骨格標本立体復元展示台製作業務

2. 履行期間 契約締結日～令和5年12月15日

3. 業務内容

小金湯産クジラ化石骨格標本の立体復元展示台を製作する。

4. 業務詳細

小金湯産クジラ化石骨格標本（以下、「クジラ骨格標本」という。）を生体時に近い形で復元する展示台を製作する。製作方法及び製作時の留意点は以下のとおり。

- (1) 市が所有するクジラ骨格標本を生体時の様子に復元した展示時の想定サイズは全長 14m×幅 6m×高さ 2.6m程度とする（展示イメージは別紙のとおり）。
- (2) 展示台は骨格の部分ごとの分割展示や展示台の持ち運びができること、および納入先に搬入できる大きさで分割して製作すること。また、設置時に全体の骨格を下からでも眺めることができようように設計すること。なお、展示台の分割位置については委託者と十分な協議のうえ決定すること。
- (3) 分割して製作する展示台は 1 人または 2 人で持ち運びできるサイズとすること。
- (4) 骨格標本を接合等せずに生体時の交連状態に復元し、展示台にある程度固定する方法で展示できる設計にすること。なお、標本を固定するうえで最低限加工しなければならない標本が発生した場合はその箇所と加工方法について委託者に確認のうえ決定すること。
- (5) 前腕部（肩甲骨・上腕骨・前腕骨・手根骨・指骨）と尾部のヒレの部分はアクリル板などで全体の輪郭を再現し、手根骨・指骨等は標本に穴を開けずにアクリル板に固定するものとする。尾部のヒレは最後尾の展示台に固定する。
- (6) 舌骨、胸骨、骨盤骨、V 字骨など主体部から離れている骨格についても生体時の位置に配置できるよう設計すること。
- (7) 設計にあたっては実際のクジラ骨格標本を計測・調査のうえ、札幌市が所有する小金湯産クジラ化石 3D データ（ZPR 形式または STL 形式）と比較し、設計を行うこと。なお、設計等のため博物館活動センターからクジラ骨格標本を貸出可能とする（運搬費は受託者負担）。
- (8) 他都市の博物館等でのクジラ標本展示や現生のセミクジラ科およびナガスクジラ科の骨格を参考に展示方法を設計すること。
- (9) 委託者との調整を円滑に行うため、管理技術者又は担当技術者に鯨類に関する知見を有する者を配置すること。
- (10) 10 分の 1 程度のモック（模型）を製作し、展示台の展示イメージ及び安全性等を確認したうえで詳細設計を行うこと。
- (11) 展示台の安定性、安全性、耐久性を十分に確保すること。

- (12) 展示台は単色での塗装を行うこと。色は委託者と協議のうえ決定すること。
- (13) 形状や分割位置、組立位置、固定方法等については委託者との十分な協議のうえ製作すること。
- (14) 製作途中における製作物の確認、及び標本の最終確認については、札幌市内で行うことができるようにすること。確認回数は5回程度を予定する。

5. 成果品及び納入場所

- (1) 成果品
小金湯産クジラ化石骨格標本立体復元展示台 一式
- (2) 納入場所
札幌市博物館活動センター2階市民活動室（札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6）

6. 成果品に係る著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7. 業務の再委託についての留意事項

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ市が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

8. 環境への配慮について

本業務においては、市の環境マネジメントシステム準じ負荷低減努めること。

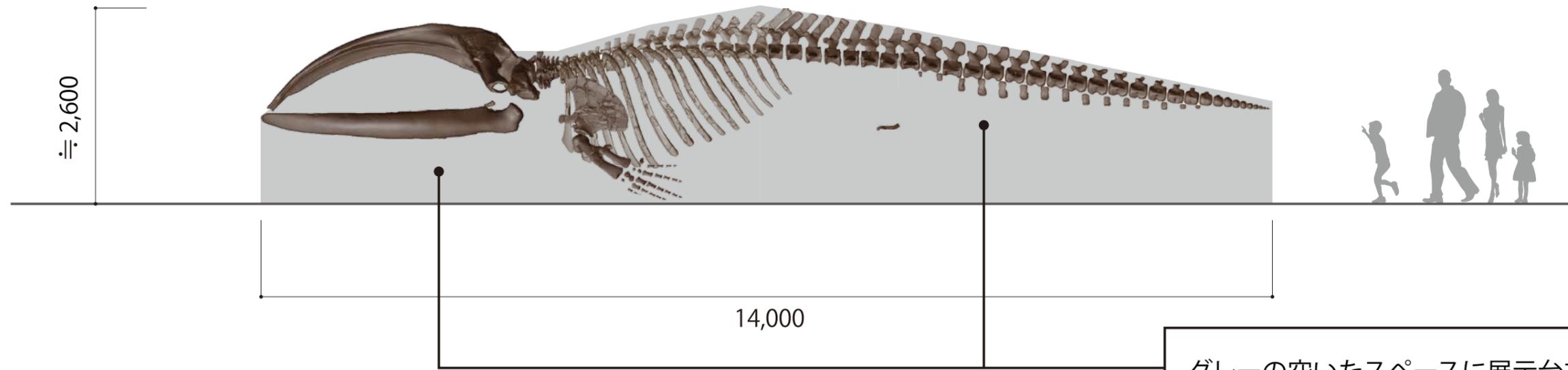
- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 製作において使用する塗料などの材料が札幌市公共建築物シックハウス対策指針に対応していることを安全データシート（SDS）などで証明すること。

9. その他

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。
- (2) 業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、都度、委託者と協議し、指示を受けること。
- (3) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し指示を受けること。

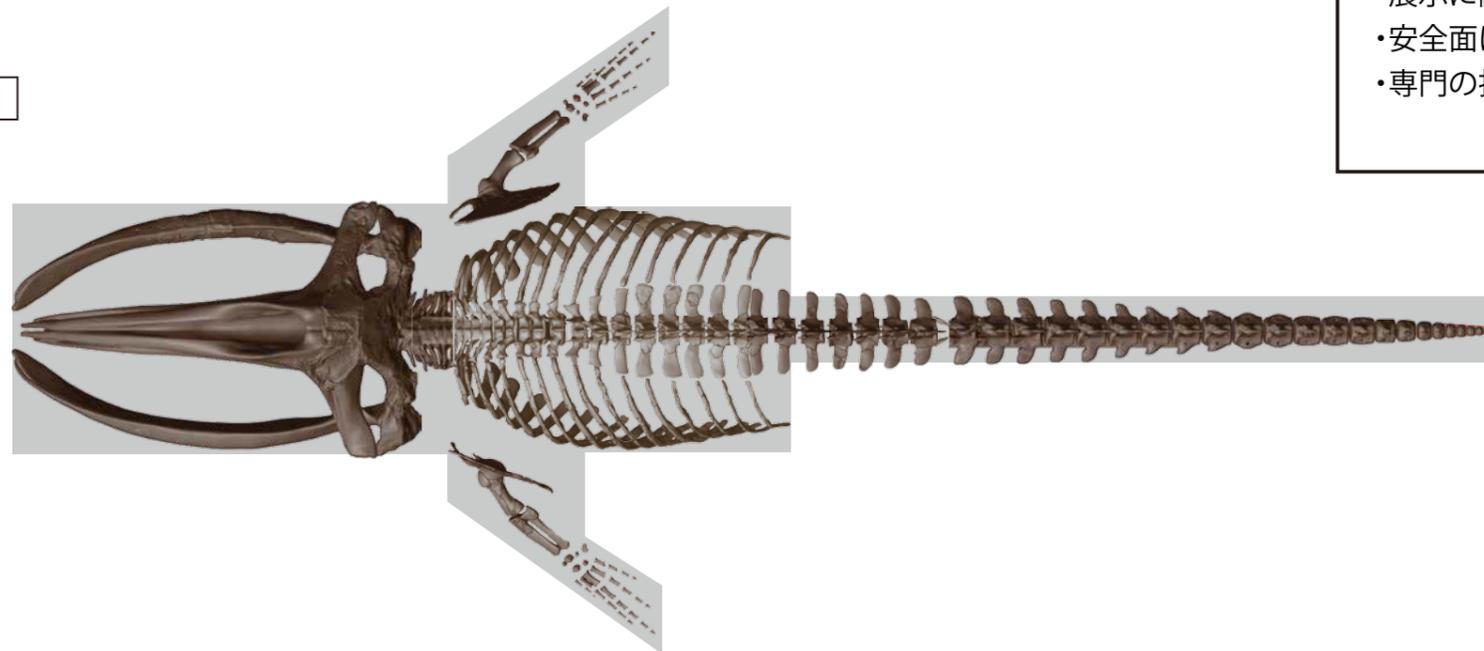
正面図



グレーの空いたスペースに展示台を設置。
構造は以下の内容を満たすこと。

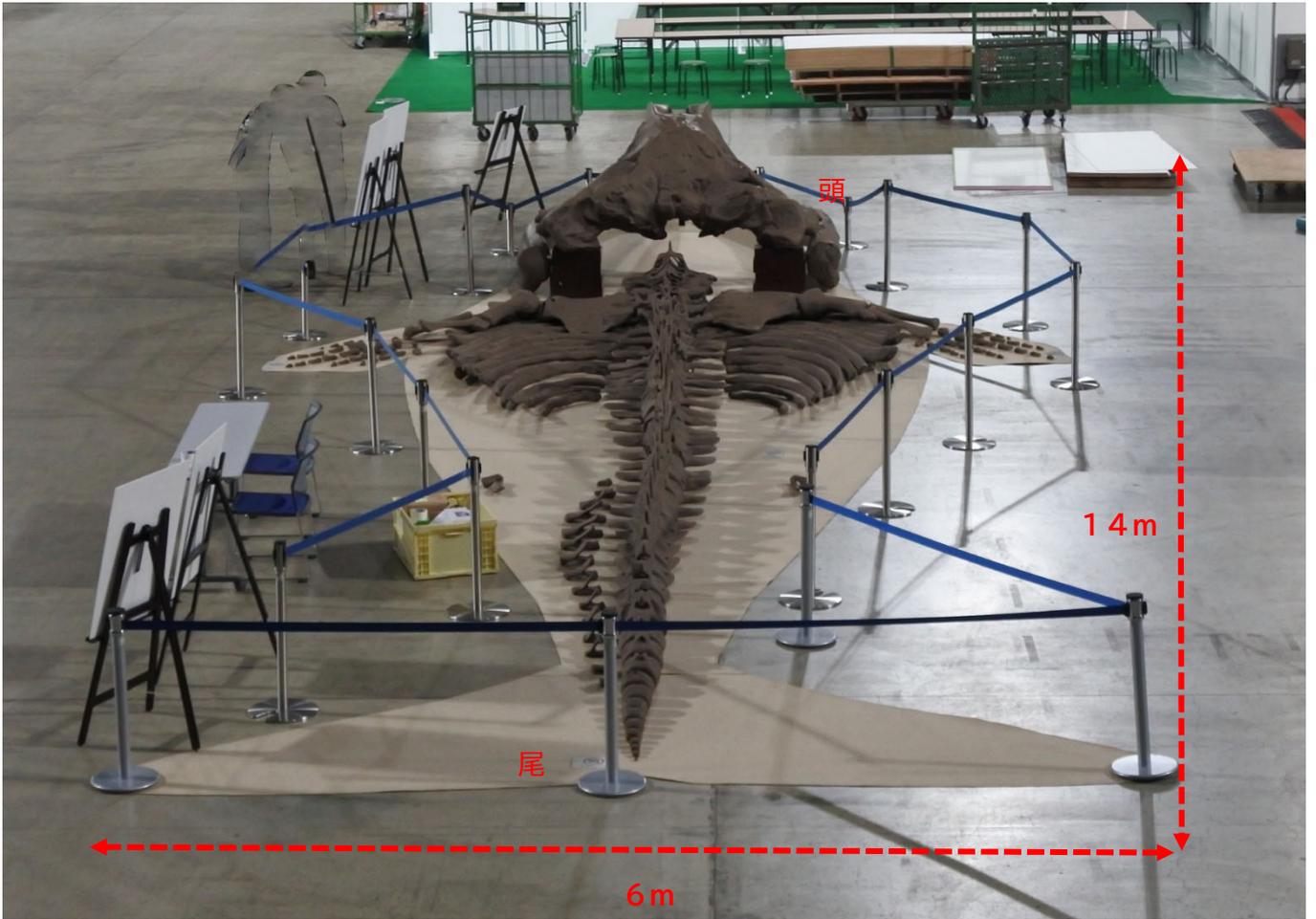
- ・クジラ全体の骨格形状を保持できること
- ・可搬式であること
- ・分割構造であること
- ・設置時に全体の骨格を下からでも眺めることができること
- ・展示に耐える強度設計であること
- ・安全面に十分に配慮した設計であること
- ・専門の技術がなくても組立ができること

平面図



クジラの骨格数:約180

(参考) 小金湯産クジラ化石骨格標本を平置きした状態



(参考) サッポロカイギュウ展示台



立体復元展示台のイメージ①



立体復元展示台のイメージ②